

全建事発第 126 号

令和 2 年 12 月 4 日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会  
会 長 奥村 太加典  
〔公 印 省 略〕

### 下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、建設業を取り巻く経営環境は、依然として厳しい状況であり、資金需要の増大が予想される冬期を控え、とりわけ経営基盤の脆弱な中小企業が多数を占める下請建設企業に対する適正な代金支払等の確保については、その経営の安定・健全性を確保するための十分な配慮に加え、今般の新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止措置の影響により、下請建設企業や技能労働者の事業や生業の継続に支障が生じることがないように特段の配慮が必要となります。

こうした中、国土交通省では、「建設業法令遵守推進本部」の設置による指導監督体制の強化、法令違反行為の情報収集を目的とした「駆け込みホットライン」の開設、建設企業が守るべき下請取引上のルールを示した「建設業法令遵守ガイドライン」の策定等、元請下請関係の適正化の推進に努めるとともに、昨年6月には著しい工期による請負契約の締結の禁止等を内容とする改正建設業法が公布され、一部を除き本年10月より施行されたところです。

しかしながら、元請下請間においては、不適切な下請取引や下請負人へのしわ寄せが依然として存在すると指摘されています。

以上を踏まえ、このたび国土交通省から本会に対し、関係法令、「建設工事の工期に関する基準」（令和2年7月中央建設業審議会決定）、ガイドライン等を遵守するほか、改正建設業法等の趣旨に留意し、元請下請取引の適正化並びに施工管理のより一層の徹底等に努めるよう別添1のとおり要請がありました。

つきましては、別添2「下請代金の決定に当たって公共工事設計労務単価を参考資料として取り扱う場合の留意事項について」とともに、貴会会員企業の皆様に対する周知方よろしくお願い申し上げます。

以 上